

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新	旧																		
120	<p>風水害・事故災害等対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 町本部の設置及び運営</p> <p>1 町本部の設置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 町本部の活動分担任務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本部員</p> <p style="padding-left: 20px;">災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、全課長、技監、病院事務長、<u>議会事務局長</u>、消防団長をもって充てる。</p> <p style="padding-left: 20px;">災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職名</th> <th style="width: 15%;">担当者名</th> <th style="width: 75%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	<p>風水害・事故災害等対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 町本部の設置及び運営</p> <p>1 町本部の設置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 町本部の活動分担任務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本部員</p> <p style="padding-left: 20px;">災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、全課長、技監、病院事務長、消防団長をもって充てる。</p> <p style="padding-left: 20px;">災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職名</th> <th style="width: 15%;">担当者名</th> <th style="width: 75%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
職名	担当者名	事務分掌																		
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																		
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																		
職名	担当者名	事務分掌																		
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																		
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																		

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
122		教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。			教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	
		病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。			病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	
	本 部 員	全課長・技監・ 病院事務長・ <u>議 会事務局長</u> ・消 防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。		本 部 員	全課長・技監・ 病院事務長・消 防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。	
	第3 職員の配備体制				第3 職員の配備体制			
1 職員の配備体制				1 職員の配備体制				
	配 備 区 分	活 動 開 始 基 準	活 動 内 容	動 員	配 備 区 分	活 動 開 始 基 準	活 動 内 容	動 員
	初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班	初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班
	警戒 体制	1号配備	・大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	警戒 体制	1号配備	・大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
				町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、 <u>行政デジタル改革課長</u> 、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>健康づくり課長</u> 、 <u>商工観光課長</u> 、 <u>まちづくり推進課</u>				町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>保健課長</u> 、 <u>まちづくり観光課長</u> 、 <u>産業振興課長</u> 、建設課長、その他指示を受け

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
				長、農林振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員				た職員
	2号配備	・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）	2号配備	・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）
	非常体制	1号配備	・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	非常体制	1号配備	・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員
		2号配備	・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する態勢		2号配備	・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する態勢
	別表 町本部の組織及び事務分掌				別表 町本部の組織及び事務分掌			
	1 組織				1 組織			

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新	旧																								
126	<p>[本部長] 町長</p> <p>[副本部長] 副町長、教育長、病院長</p> <p>[本部員] 全課長、技監、病院事務長、<u>議会事務局長</u>、消防団長</p> <p>[構成員] 全職員</p> <p>本部員及び構成員は、本部長の指揮のもとに各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 編成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 15%;">構成員</th> <th style="width: 60%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">各部・班共通事項</td> <td> 1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。 </td> </tr> <tr> <td>総務部 部長</td> <td>総務 班</td> <td>総務課職 員 総合政策 課職員</td> <td> 1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構成員	事務分掌	各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。	総務部 部長	総務 班	総務課職 員 総合政策 課職員	1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。	<p>[本部長] 町長</p> <p>[副本部長] 副町長、教育長、病院長</p> <p>[本部員] 全課長、技監、病院事務長、消防団長</p> <p>[構成員] 全職員</p> <p>本部員及び構成員は、本部長の指揮のもとに各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 編成及び事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 15%;">構成員</th> <th style="width: 60%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">各部・班共通事項</td> <td> 1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。 </td> </tr> <tr> <td>総務部 部長</td> <td>総務 班</td> <td>総務課職 員 総合政策 課職員</td> <td> 1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構成員	事務分掌	各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。	総務部 部長	総務 班	総務課職 員 総合政策 課職員	1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。
部	班	構成員	事務分掌																							
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。																							
総務部 部長	総務 班	総務課職 員 総合政策 課職員	1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。																							
部	班	構成員	事務分掌																							
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する こと。 2 災害対策本部及び各部・班間の 連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び 応急対策に関すること(指定 避難所、指定緊急避難場所を優 先的に調査報告すること。) 4 他部・班の応援に関する こと。																							
総務部 部長	総務 班	総務課職 員 総合政策 課職員	1 本部の開設、閉鎖に関する こと。 2 部員の招集、編成派遣に関す ること。																							

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新			旧		
127	<p>総務課長 副部長 <u>秘書・広報課長</u> 総合政策課長 技監 <u>行政デジタル改革課長</u> 会計課長 議会事務局長</p>	<p>会計課職員 議会事務局職員</p>	<p>3 各部との連絡調整に関する こと。 4 各部の出勤人数の調査に関する こと。 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する こと。 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する こと。 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する こと。 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する こと。 9 警戒区域の設定に関する こと。 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する こと。 11 災害経費の出納に関する こと。 12 消防団に関する こと。 13 庁用自動車等輸送配車に関する こと。 14 本部長の秘書に関する こと。 15 防災会議に関する こと。 16 災害時の職員の厚生に関する こと。 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する こと。 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する こと。</p>	<p>総務課長 副部長 総合政策課長 技監 <u>まちづくり観光課長</u> 会計課長 議会事務局長</p>	<p><u>まちづくり観光課職員</u> 会計課職員 議会事務局職員</p>	<p>3 各部との連絡調整に関する こと。 4 各部の出勤人数の調査に関する こと。 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する こと。 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する こと。 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する こと。 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する こと。 9 警戒区域の設定に関する こと。 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する こと。 11 災害経費の出納に関する こと。 12 消防団に関する こと。 13 庁用自動車等輸送配車に関する こと。 14 本部長の秘書に関する こと。 15 防災会議に関する こと。 16 災害時の職員の厚生に関する こと。 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する こと。 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する こと。</p>

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
128			<p>19 <u>公共交通機関</u>の運行状況把握に関すること。</p> <p>20 町議員の対応に関すること。</p> <p>21 緊急時議会対策に関すること。</p> <p>22 公務災害補償に関すること。</p> <p>23 災害対策物資の調達確保に関すること。</p> <p>24 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>25 自主防災組織の対応に関すること。</p> <p>26 応急復旧計画調整に関すること。</p> <p>27 災害対策実施の総括に関すること。</p> <p>28 その他本部長の命じた事項に関すること。</p> <p>29 他の所管に属さないこと。</p>			<p>19 <u>バス等公共機関</u>の運行状況把握に関すること。</p> <p>20 町議員の対応に関すること。</p> <p>21 緊急時議会対策に関すること。</p> <p>22 公務災害補償に関すること。</p> <p>23 災害対策物資の調達確保に関すること。</p> <p>24 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>25 自主防災組織の対応に関すること。</p> <p>26 応急復旧計画調整に関すること。</p> <p>27 災害対策実施の総括に関すること。</p> <p>28 その他本部長の命じた事項に関すること。</p> <p>29 他の所管に属さないこと。</p>		
	広報班	<p><u>秘書・広報課職員</u></p> <p><u>行政デジタル改革課職員</u></p>	<p>1 予警報の受理及び通報に関すること。</p> <p>2 各種被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 災害状況の広報に関すること。</p> <p>4 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。</p> <p>5 情報システムの管理に関すること。</p> <p>6 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。</p>	広報班	<p><u>総務課職員(広聴広報統計担当)</u></p> <p><u>総合政策課職員</u></p>	<p>1 予警報の受理及び通報に関すること。</p> <p>2 各種被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 災害状況の広報に関すること。</p> <p>4 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。</p> <p>5 情報システムの管理に関すること。</p> <p>6 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。</p>		

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
				7 災害状況の報告に関する こと。 8 写真等による災害記録に 関すること。 9 報道機関との連絡調整に 関すること。 10 陳情見舞者に関する こと。 11 その他本部長の命じた事 項に関する こと。				7 災害状況の報告に関する こと。 8 写真等による災害記録に 関すること。 9 報道機関との連絡調整に 関すること。 10 陳情見舞者に関する こと。 11 その他本部長の命じた事 項に関する こと。
	福 祉 部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活 課長 こども課 長	救 護 班	福 祉 課 職 員 こども課 職員 こども園 職員 保育所職 員 <u>健康づく り課職員</u>	1 福祉施設の被害調査に関 する こと。 2 救護班の編成活動に関 する こと。 3 指定避難所及び指定緊急避 難場所の開設運営に関 する こと。 4 園児の安全確認、避難に関 する こと。 5 保育所の被害確認、応急対策 に 関すること。 6 応急保育に関する こと。 7 り災者の避難誘導に関 する こと。 8 民間団体活用に関する こと。 9 ボランティアの受入れに 関 すること。 10 日赤活動との連絡調整に 関 すること。 11 要配慮者に関する こと。 12 避難行動要支援者の安否確 認、避難支援等に関する こと。 13 福祉避難所に関する こと。	福 祉 部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活 課長 こども課 長	救 護 班	福 祉 課 職 員 こども課 職員 こども園 職員 保育所職 員 <u>保健課職 員</u>	1 福祉施設の被害調査に関 する こと。 2 救護班の編成活動に関 する こと。 3 指定避難所及び指定緊急避 難場所の開設運営に関 する こと。 4 園児の安全確認、避難に関 する こと。 5 保育所の被害確認、応急対策 に 関すること。 6 応急保育に関する こと。 7 り災者の避難誘導に関 する こと。 8 民間団体活用に関する こと。 9 ボランティアの受入れに 関 すること。 10 日赤活動との連絡調整に 関 すること。 11 要配慮者に関する こと。 12 避難行動要支援者の安否確 認、避難支援等に関する こと。 13 福祉避難所に関する こと。

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
		調査・物資班	福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員	14 その他本部長の命じた事項に関する事 1 人的被害の調査に関する事 2 り災者の調査に関する事。 3 り災証明等に関する事。 4 被災証明に関する事。 5 被災者台帳の作成に関する事。 6 安否情報に関する事。 7 災害相談及び住民要請の窓口対応に関する事。 8 町税の減免に関する事。 9 行方不明者の捜索及び救出に関する事。 10 遺体の捜索、処理及び埋葬に関する事。 11 炊き出しその他による食品の供給に関する事。 12 被服、寝具その他生活必需品の供給に関する事。 13 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関する事。 14 被災者の飲料水の確保に関する事。 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事。 16 その他本部長の命じた事項に関する事。		調査・物資班	福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員	14 その他本部長の命じた事項に関する事。 1 人的被害の調査に関する事。 2 り災者の調査に関する事。 3 り災証明等に関する事。 4 被災証明に関する事。 5 被災者台帳の作成に関する事。 6 安否情報に関する事。 7 災害相談及び住民要請の窓口対応に関する事。 8 町税の減免に関する事。 9 行方不明者の捜索及び救出に関する事。 10 遺体の捜索、処理及び埋葬に関する事。 11 炊き出しその他による食品の供給に関する事。 12 被服、寝具その他生活必需品の供給に関する事。 13 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関する事。 14 被災者の飲料水の確保に関する事。 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事。 16 その他本部長の命じた事項に関する事。
		環境衛	住民生活課職員 (環境衛生)	1 災害時の廃棄物処理に関する事。 2 災害時の公害監視及び処理		環境衛	住民生活課職員 (環境衛生)	1 災害時の廃棄物処理に関する事。 2 災害時の公害監視及び処理

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
129		生班	担当) 衛生センター職員	に関すること。 3 有害物質等の安全確保体制に関すること。 4 災害時の環境保全に関すること。 5 災害時のペット対策に関すること。 6 災害時のし尿処理に関すること。 7 その他本部長の命じた事項に関すること。		生班	担当) 衛生センター職員	に関すること。 3 有害物質等の安全確保体制に関すること。 4 災害時の環境保全に関すること。 5 災害時のペット対策に関すること。 6 災害時のし尿処理に関すること。 7 その他本部長の命じた事項に関すること。
	保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事管理課長 <u>健康づくり課長</u>	医療班	町立病院 医師・職員 <u>健康づくり課職員</u>	1 り災者の医療、助産に関すること。 2 保健医療施設の被害調査に関すること。 3 医療救護班の編成及び活動に関すること。 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関すること。 6 死亡者の処置に関すること。 7 病院、診療所、助産所に関すること。 8 災害時の健康相談に関すること。 9 災害時の保健衛生に関すること。 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関すること。 11 その他本部長の命じた事項に関すること。	保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長 <u>保健課長</u>	医療班	町立病院 医師・職員 <u>保健課職員</u>	1 り災者の医療、助産に関すること。 2 保健医療施設の被害調査に関すること。 3 医療救護班の編成及び活動に関すること。 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関すること。 6 死亡者の処置に関すること。 7 病院、診療所、助産所に関すること。 8 災害時の健康相談に関すること。 9 災害時の保健衛生に関すること。 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関すること。 11 その他本部長の命じた事項に関すること。

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
	<p>土 木 部 部長 建設課長 副部長 <u>商工観光課長</u> <u>まちづくり推進課長</u> <u>農林振興課長</u></p>	<p>施設班</p>	<p>建設課職員 <u>まちづくり推進課職員</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の応急修理に関する事。 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅建設に関する事。 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事。 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事。 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事。 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事。 8 その他本部長の命じた事項に関する事。 	<p>土 木 部 部長 建設課長 副部長 商工観光課長 まちづくり推進課長 農林振興課長</p>	<p>施設班</p>	<p>建設課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の応急修理に関する事。 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅建設に関する事。 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事。 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事。 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事。 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事。 8 その他本部長の命じた事項に関する事。
		<p>産業・交通班</p>	<p>建設課職員 <u>商工観光課職員</u> <u>農林振興課職員</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路(<u>農道及び森林管理道を含む。</u>)、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 国・県道の連絡に関する事。 4 緊急輸送路の確保に関する事。 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事。 6 障害物除去に関する事。 7 農業関係の被害調査に関する事。 8 商工業関係の被害調査に関する事。 		<p>産業・交通班</p>	<p>建設課職員 <u>産業振興課職員</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 国・県道の連絡に関する事。 4 緊急輸送路の確保に関する事。 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事。 6 障害物除去に関する事。 7 農業関係の被害調査に関する事。 8 商工業関係の被害調査に関する事。 9 食品調達に関する事。

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
				9 食品調達に関すること。 10 病害虫、家畜伝染病防除に関すること。 11 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること。 12 その他本部長の命じた事項に関すること。				10 病害虫、家畜伝染病防除に関すること。 11 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること。 12 その他本部長の命じた事項に関すること。
	教育部 部長 学校教育課長 副部長 生涯学習課長	学校施設班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 文教施設の被害調査に関すること。 2 学校及び各連携機関との連絡に関すること。 3 学校の災害応急対策に関すること。 4 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関すること。 5 避難所の炊出供給に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。	教育部 部長 学校教育課長 副部長 生涯学習課長	学校施設班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 文教施設の被害調査に関すること。 2 学校及び各連携機関との連絡に関すること。 3 学校の災害応急対策に関すること。 4 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関すること。 5 避難所の炊出供給に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。
		学事班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 応急教育の方法及び指導立案に関すること。 2 災害時における学校教育に関すること。 3 教材、学用品の供与に関すること。 4 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること。 5 文化財保護及び応急対策に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。		学事班	学校教育課職員 生涯学習課職員	1 応急教育の方法及び指導立案に関すること。 2 災害時における学校教育に関すること。 3 教材、学用品の供与に関すること。 4 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること。 5 文化財保護及び応急対策に関すること。 6 その他本部長の命じた事項に関すること。

頁	新	旧																
304	<p>震災対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 町の活動体制</p> <p>災害応急活動を迅速かつ的確に実施するには、正確な情報をいかに素早く収集するかにかかっているが、大規模地震発生時には、交通の途絶、通信の混乱等が予想されるため、町は直ちに町の地域の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じた職員の動員配備を徹底して初動体制を確立し、的確な応急対策を実施する。</p> <p>1 初動体制及び緊急体制（災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）</p> <table border="1" data-bbox="277 991 1131 1437"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体制</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動体制</td> <td>・原則として震度5弱の揺れが発生した場合</td> <td>主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> <td>必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、<u>行政デジタル改革課長</u>、技監、住民生活課長、福祉課長、<u>健康づくり課長</u>、<u>商工観光課長</u>、<u>まちづくり推進課長</u>、<u>農林振興課長</u>、建</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	活動開始基準	体制	配備要員	初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、 <u>行政デジタル改革課長</u> 、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>健康づくり課長</u> 、 <u>商工観光課長</u> 、 <u>まちづくり推進課長</u> 、 <u>農林振興課長</u> 、建	<p>震災対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 町の活動体制</p> <p>災害応急活動を迅速かつ的確に実施するには、正確な情報をいかに素早く収集するかにかかっているが、大規模地震発生時には、交通の途絶、通信の混乱等が予想されるため、町は直ちに町の地域の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じた職員の動員配備を徹底して初動体制を確立し、的確な応急対策を実施する。</p> <p>1 初動体制及び緊急体制（災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）</p> <table border="1" data-bbox="1162 991 2016 1437"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体制</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動体制</td> <td>・原則として震度5弱の揺れが発生した場合</td> <td>主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> <td>必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、<u>保健課長</u>、<u>まちづくり観光課長</u>、<u>産業振興課長</u>、建設課長、その他指示を受けた職員）</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	活動開始基準	体制	配備要員	初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>保健課長</u> 、 <u>まちづくり観光課長</u> 、 <u>産業振興課長</u> 、建設課長、その他指示を受けた職員）
	配備区分	活動開始基準	体制	配備要員														
初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、 <u>行政デジタル改革課長</u> 、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>健康づくり課長</u> 、 <u>商工観光課長</u> 、 <u>まちづくり推進課長</u> 、 <u>農林振興課長</u> 、建															
配備区分	活動開始基準	体制	配備要員															
初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、 <u>保健課長</u> 、 <u>まちづくり観光課長</u> 、 <u>産業振興課長</u> 、建設課長、その他指示を受けた職員）															

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新				旧			
				設課長、その他指示を受けた職員)				
	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として震度5強の揺れが発生した場合 甚大な災害が発生するおそれのある場合 	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員(初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員)	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として震度5強の揺れが発生した場合 甚大な災害が発生するおそれのある場合 	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員(初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員)
	2 非常体制(災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制)				2 非常体制(災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制)			
	配備区分	活動開始基準	体制	配備要員	配備区分	活動開始基準	体制	配備要員
	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として震度6弱以上の地震が発生したとき 激甚な災害が発生した場合 	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	全職員	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として震度6弱以上の地震が発生したとき 激甚な災害が発生した場合 	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	全職員
	第2 町本部の設置及び運営				第2 町本部の設置及び運営			
	1 町本部の設置				1 町本部の設置			
	(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
	(4) 町本部の活動分担任務				(4) 町本部の活動分担任務			
	ウ 本部員				ウ 本部員			
	災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、全課長、技				災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、全課長、技			

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新	旧																																
305	<p>監、病院事務長、<u>議会事務局長</u>、消防団長をもって充てる。</p> <p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町 長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副 町 長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病 院 長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>全課長・技監・病院事務長・<u>議会事務局長</u>・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部員	全課長・技監・病院事務長・ <u>議会事務局長</u> ・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。	<p>監、病院事務長、消防団長をもって充てる。</p> <p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町 長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副 町 長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病 院 長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>全課長・技監・病院事務長・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部員	全課長・技監・病院事務長・ <u>議会事務局長</u> ・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副 町 長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教 育 長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病 院 長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																
306	<p>第3 職員の動員体制</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>震度5弱の揺れが発生した時点で、初動体制の配備要員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、<u>行政デジタル改革課長</u>、技監、住民生活課長、福祉課長、<u>健康づくり課長</u>、<u>商工観光課長</u>、<u>まちづくり推進課長</u>、<u>農林振興課長</u>、<u>建設課長</u>）は登庁し、その後被害状況等の情報収集に応じて必</p>	<p>第3 職員の動員体制</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>震度5弱の揺れが発生した時点で、初動体制の配備要員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、<u>保健課長</u>、<u>産業振興課長</u>、<u>建設課長</u>、<u>まちづくり観光課長</u>）は登庁し、その後被害状況等の情報収集に応じて必要な配備体制をとり、初期応急活動を行う。</p>																																

小鹿野町地域防災計画[本編] 新旧対照表

頁	新	旧
	<p>要な配備体制をとり、初期応急活動を行う。</p>	